

ガス事業法第32条第3項第2号の規定により甲種ガス主任技術者として認定する者について

1. ガス事業法第32条第3項第2号の規定により甲種ガス主任技術者として認定する者として次の者を定める。

別表の産業に分類される事業に従事する者であつて、甲種ガス主任技術者試験に合格し、かつ、当該事業において、ガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業の用に供する工作物の工事、維持又は運用に関して通算して1年以上従事した者

2. 別表に掲げられている以外の産業に分類される事業に従事する者についても、当該事業における、ガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業の用に供する工作物の工事、維持又は運用に関する実務内容が、ガス事業の用に供するガス工作物における場合と同等以上であると認められる場合にあつては、1. の規定を準用する。

3. 認定の申請に当たっては、ガス事業法施行規則第52条に定めるところによるが、その詳細については次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 1. の規定による申請を行う場合にあつては、ガス事業法施行規則第52条第1号の説明書には、当該事業において、ガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業の用に供する工作物の工事、維持又は運用に関する実務経験について記載をしているものであること。

(2) 2. において準用する1. の規定による申請を行う場合にあつては、ガス事業法施行規則第52条第1号の説明書については、前号の規定による他に、当該事業において、ガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業の用に供する工作物の工事、維持又は運用に関する実務経験が、ガス工作物に係るそれと同等以上であることを簡明かつ具体的に記載しているものであること。